

個人情報ファイルの名称	戸籍事務	
行政機関等の名称	幸手市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（主務課）	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍事務の処理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 戸籍に入った原因及び年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄、5 養子であるときは、要親の氏名及び養親との続柄、6 夫婦については、夫又は妻である旨、7 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8 本籍、9 戸籍法施行規則第 30 条第 1 号から第 6 号に掲げる事項	
記録範囲	幸手市に本籍を定める者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まれない ☐ 含む	
記録情報の経常的提供先	戸籍副本データ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	市民生活部 市民課
	所在地	幸手市東 4－6－8
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☒ 無 ☐ 有	
	※有の場合 ①該当する記録項目 ②当該法令の条項	—
個人情報ファイルの種別	☒	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
	☐	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
	☒	有 無
	☐	法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	—	
保有開始日	令和 5 年 4 月 1 日	
保有廃止日	—	
最終更新日	令和 5 年 4 月 1 日	